



2019.5.7  
関中学校  
保健室 No.3

10日間のゴールデンウィークはゆっくり休めましたか？新学期から新たな環境で緊張しながらがんばってきたみなさん。そろそろ疲れがたまってくる時期です。疲れがたまっている時は体調を崩しやすくなりますので、生活リズムを崩さないように体調をしっかりと管理しましょう！

### \* 5月の保健行事予定 \*

検診の日は  
休まないように！  
遅刻しないように！

- 7日(火) 心電図検査 13:30~【1年生】
- 8日(水) 内科検診 13:10~【3年生】  
(結核検診・運動器検診・修学旅行前健診を含む)
- 9日(木) 尿検査【3年】  
4月25日(木)から日にちが変更しました。
- 13日(月) 内科検診 13:10~【1年生】  
(結核検診・運動器検診を含む)
- 16日(木) 尿検査 2次【3年】
- 22日(水) 内科検診 13:10~【2年生】  
(結核検診・運動器検診を含む)
- 24日(金) 耳鼻科検診 13:00~【1・3年生】

### 5・6月 カウンセリング室の予定 ~深瀬スクールカウンセラー~

5月10日 午前  
24日 午前  
6月21日 午前

\*時間を調整しますので、希望される生徒・保護者の方は担当：徳田までご連絡ください\*

### ~保護者の方へ~

- \* たくさんの保健関係の書類にご記入いただき、ありがとうございました。
- \* 健康診断の結果、詳しい検査・受診が必要な場合はご家庭にお知らせしますので、早めに専門医を受診してください。病院へ受診されましたら、学校へ報告をよろしくお願いいたします。
- \* 歯科検診の結果については全員お知らせを配布します。  
受診が必要な人は早めに受診して下さい。今回特に異常がなかった人も定期的に歯科医院での検診等を受けることをお勧めします。
- \* 視力検査は、B(0.9~0.7)以下の方にお知らせを配布します。  
長期間、眼鏡やコンタクトを合わせていない人もいたので、視力の低下がみられた人は、一度眼鏡が合っているか調べてもらって下さい。視力検査は集団で行っているため、検査結果に疑問がある場合は、再度計測しますのでお知らせください。  
最近眼鏡やコンタクトを処方されたばかり・診察を受けたばかりという人はその旨を治療のお知らせの用紙に保護者の方が記入して提出していただいても結構です。
- \* 学校での健康診断での結果は、あくまでスクリーニングです。(病気の疑いも含みます。)専門医に受診して「異常なし」と判断されることもありますのでご了承ください。

# 独立行政法人 日本スポーツ振興センターについて

センターの災害共済給付制度は、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。学校管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金が保護者に支払われる制度です。

## 【給付をうけられるのは？】

授業中・休み時間・部活動中・登下校中・学校行事など学校管理下のケガや疾病（熱中症、<sup>うらし</sup>漆等による皮膚炎、食中毒など）で医療機関を受診したとき。総医療費が5000円以上（本人負担額が健康保険を使って1500円以上）ないと手続きできません。

## 【手続きは？】

学校から給付手続きに関する用紙をお渡しします。（医療等の状況など）受診した医療機関で記入してもらって、学校へ提出してください。1ヶ月に1枚必要です。月をまたぐ場合は必要分お渡しします。学校管理下でケガなどをした場合、用紙が必要になった場合は連絡ください。



## 【給付金は？】

治療にかかった医療費の4割が支給されます。事務手続き上、けがをした月より遅れますので、医療機関での支払いは、ご家庭で一時立て替えをお願いします。給付を受ける権利は、初診から10年間、医療費の給付が行われます。しかし、給付事由が生じた日から2年間行わない時は、時効によって消滅します。

2・3年生については昨年度からの継続となります。  
1年生については4月に同意書を頂きました。

**掛金（年額）は460円です。毎年5月に副教材費から引き落としされます。現金で徴収することはありません。**

## \*\*注意\*\*

- ・ 学校管理下のケガの場合は、スポーツ振興センターを利用し、本人負担額が1500円（500点）に満たない場合は、亀山市の子ども医療費助成制度を利用してください。
- ・ スポーツ振興センターと亀山市の子ども医療費助成制度は、二重に請求することはできません。
- ・ 病院の受付で「学校でのケガです」と伝えてください。

2019年度4月の申請から、災害給付金の支給方法が変わりました。今までは学校から直接現金をお支払いしておりましたが、今後は、教育委員会より口座振込で支払われます。そのため、申請する際には、受取口座の書類と振込先の通帳コピーが必要になりますのでご注意ください。

学校の管理下でけがをして、医師の治療を受けた方は学校まで連絡ください。  
TEL 96-0115